

## 第2回 旧大名小学校跡地まちづくり構想検討委員会 議事録

【日時】 平成27年4月24日（金） 16:30～17:45

【場所】 福岡平和ビル6階 ホールA

【出席者】 井上 鴻一 大名自治協議会 会長  
三原 哲彦 大名公民館 館長  
大崎 信昭 大名小学校同窓会 副会長  
日野 守隆 天神西通り発展会 会長  
飯田 浩之 We Love 天神協議会 事務局長  
出口 敦（委員長） 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授  
坂井 猛（副委員長） 九州大学新キャンパス計画推進室 教授  
池田美奈子 九州大学大学院芸術工学研究院 准教授  
青木 崇 株式会社日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長  
池見 雅彦 福岡市中央区 区長  
橋本 淳 福岡市教育委員会 教育次長  
馬場 隆（代理：町田） 福岡市住宅都市局 局長  
【欠席者】 小谷 浩司 大名紺屋町商店会 会長  
松田 美幸 福岡地域戦略推進協議会 シニアフェロー  
片野 博 九州大学 名誉教授

【開会】

【報道・傍聴者 入室】

（委員長） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。まずは、資料2を使っ  
ての説明をお願いすることになりますけれども、資料は大分厚くなっておりま  
す。前回は1月29日だったと思いますが、今回は少し時間も経っております  
ので、その振り返りも含めて、前回の資料も添付していただいております。資  
料2の1-1から1-6ページ目までが第1回目の検討委員会の資料、それか  
ら2-1から2-6ページ目までが、本日の第2回検討委員会の資料でござい  
ます。それでは、事務局に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひし  
ます。

## 【資料説明】

### (事務局) 資料説明 (資料 2)

それでは事務局から、資料に基づきご説明させていただきます。お手元の資料と同じものを前方のスクリーンに映しておりますので、お手元の資料とあわせてご確認くださいませようお願いいたします。

まずは資料の 1-1 ページでございますが、これは検討委員会のスケジュールでございます。前回 1 月に、ステップ 1 の旧大名小学校跡地活用において検討すべき事項と、2 の (1) 構想検討に当たっての基本的な視点についてご議論いただいているところでございます。また、3 月には先進事例として、丸の内三菱 1 号館街区とアーツ千代田 3 3 3 1 の事例調査も実施いたしております。今回はステップ 2 の部分を、前回の振り返りを含めまして、まちづくりの方向性について検討してまいります。

恐れ入りますが、ページ 2-4 をお願いします。こちらで 3 月に行いました先進事例の調査について説明させていただきます。先進事例調査の概要を整理したのとなっておりまして、調査先は、先ほど申しましたように丸の内とアーツ千代田でございます。委員の方々 10 名、それと事務局 4 名の計 14 名で視察を行いました。調査の状況は資料のとおりとなっております。また、別添の参考資料のほうにも、先進事例調査の結果において、調査施設の概要や調査時に行いましたアンケート等を取りまとめております。アンケートでのご意見につきましては、先ほど説明しました資料の 2-1 から 2-3 に整理をさせていただいております。あわせてご参照いただきたいと思います。資料の 2-5、2-6 のページにつきましては、本日の検討委員会の会議に先立ちまして行いました現地調査時にお配りした資料と同じものとなります。

資料 2-5 は天神・大名地区の現況を取りまとめた資料でございます。第 1 回の時点から新たに、資料の右側の天神地区の部分に「天神ビッグバン」を追記させていただいております。天神ビッグバンといいますのは、国家戦略特区をはじめとした誘導策などによりまして、新たな空間と雇用を創出するプロジェクトでございます。ビジネスやショッピング、憩いをはじめ、人・モノ・コトが交流する新たな空間が生まれ、これまで以上に多くの方が活躍する一方で、過度に自動車に依存しない、人を中心とした「歩いて出かけたくなるまち」を目指すものでございます。資料 2-6 は、旧大名小学校跡地周辺の現況をまとめた資料となっております。

それでは、これまでのご意見の整理に入っていきたいと思っております。資料の 2-1 のページをお願いいたします。まちづくりの方向性の検討でございます。前回の検討委員会でいただきましたご意見と、先進事例調査でいただきました意見やアンケートをもとに整理させていただいております。表の見方といたしましては、

左側から第1回検討委員会でのご意見、先進事例調査、第2回の本日の検討委員会の現地調査、それとまちづくりの取り組み案となっております。前回の第1回の会議におきましてお示しさせていただきました、資料1-6の検討すべき事項やまちづくりの方向性に沿って、委員の皆様からいただきましたご意見を、委員長にまとめていただきました6つの項目、歴史性、居住性、防災性、創造性、回遊性、一体性あるいは一体感、それと最後にお話しいただきました、全国のモデルになる、この7つの項目に分類する形で、資料の2-1から2-3に整理しています。先ほどの現地調査も踏まえて、皆様からのご意見を聞かせていただきまして、一番右端のまちづくりの取り組みの案を整理させていただきましたまして、まちづくりの方向性のイメージとさせていただきたいと考えているところでございます。

それでは、検討委員会でのご意見及び先進事例調査の整理についてご説明いたします。項目①「歴史性」に関する意見といたしましては、第1回では、文化財的な価値を保存して継承していくとともに、地域が歩んできた歴史をこれからの世代に伝え、地域の歴史を継承する役割がある。先進事例調査としましては、「旧大名小学校の校舎の中央階段回りと両サイドの教室をあわせた活用」「民設民営の仕組みは魅力的だが文化財的見地からは校舎の保存が担保できないため望ましくない」「シンボル空間の再生等の取り組みは必要」などのご意見をいただきました。これらの意見を踏まえますと、まちづくりの取り組み案として、校舎を活用し地域のシンボリック空間を整備する、まちや人の歴史を継承する場づくりなどがあるのではないかと考えております。項目②の「居住性」に関する意見といたしましては、第1回では、大名地区は住民の暮らしがあるまちであり、居住性が確保されなければならない。住み続けるまちであるため、子供や高齢者の方々が楽しめる地域の遊び場やレクリエーション機能も兼ね備えていく必要がある。風営法の規制がなくなると生活環境の悪化が懸念される。先進事例調査といたしまして、地域の子供たちや多世代の交流する場が大切などのご意見をいただきました。また、項目③の「防災性」に関する意見といたしましては、第1回では、突発的な災害時に果たすべき防災機能が跡地には必要。先進事例調査といたしましては、空間が細かく区画されているなどのご意見をいただきました。災害時の活動場所などとしては、広がりがあるほうが良いというご意見だったかと思えます。項目②とあわせて、これらの意見を踏まえますと、まちづくりの取り組み案といたしましては、現在の運動場と同等の面積の広場の整備、避難場所やレクリエーションの場所などで利用。多目的な空間の整備、公民館の移転改築、生活環境を悪化させない取り組みなどがあるのではないかと考えております。

資料の2-2のページをお願いいたします。続いて項目④の「創造性」に関する意見といたしましては、1回目では、大名地区はいろいろな要素が混在してい

て、混在している良さとして、人間の想像力をかき立てるような地域の魅力をつくり出している、これまでの経緯を踏まえて、人づくりや活動づくりの場となつてほしいということで、創造性という言葉で代表されるような役割があるのではないかというご意見がございました。先進事例調査としまして、広場やカフェ、美術館などの一体的な活用は、MICEの開催にあわせ、まちの魅力をあわせて楽しんでいただく都市型MICEのユニークベニューとして活用が可能、創造的な場づくりとして参考となった、あるいは人材確保が課題などのご意見をいただきました。これらの意見を踏まえますと、まちづくりの取り組み案といたしましては、新たな価値を生む人・モノ・コトが交流する場づくり、クリエイティブな活動を促す空間整備、イノベーションを生み出すアンカーとなる人や活動を集積させる空間整備などがあるのではないかと考えております。項目⑤の「回遊性」に関する意見といたしましては、第1回では、大名・天神地区と一体感を持ったまちとして捉え、歩行者が楽しんで歩けるような一体感のある地区間の回遊性をつくり出すことが重要であり、地区内の東西南北をつなぐ回遊性に配慮した跡地利用とすべき、また、地区間の回遊性については、デザインも含め人を引きつけるマグネットのような魅力が必要である。先進事例調査といたしましては、街区内の通り抜けは回遊性向上に寄与しているということ。広場のつくり込みへの評価として、建物に囲われた広場の配置は居心地がよい空間、カフェ・店舗などによる憩いやにぎわいの創出、ベンチ・噴水・季節の草花など憩いと潤いの空間の創出、その他、地域の子供たちや多世代の交流する場があることは大切などのご意見をいただきました。これらを踏まえますと、まちづくりの取り組み案といたしましては、東西の人の流れを受けとめる回遊拠点づくり、人を引きつける魅力的な施設・空間の整備、人の流れをつくる回遊動線の確保、憩いやにぎわいの創出などがあるのではないかと考えております。

資料の2-3ページをお願いいたします。項目⑥の「一体性あるいは一体感」に関する意見といたしまして、第1回では、校舎の保存、利活用を含めた跡地利用と、跡地周辺や天神地区を含めた土地利用、施設利用との一体性、一体感をつくり出すことが重要。さらに周辺施設の建て替えなどとも協調して連鎖型でまちをつくるなど、周辺地域の更新との連携を強く意識してほしいということです。先進事例調査といたしましては、旧大名小跡地だけではなく、周辺のまちづくりや機能更新との連携を考慮すべき、校舎と公園をデッキでつなぐことによる一体感の創出が必要、誰もが自由に使える憩い・交流空間づくりなどのご意見をいただきました。これらの意見を踏まえますと、まちづくりの取り組み案といたしましては、校舎、広場、新たな土地利用によって一体感を持った空間を整備する、天神・大名地区を一体として考え、機能更新を捉えたまちづくりを検討するなどがあるのではないかと考えております。項目⑦「全国のモデルになる」に関する

意見といたしましては、第1回では、全国で進む統廃合における学校跡地活用のモデルになってほしい。そのためには、地域、専門家、民間の知恵を借りながら進める「検討のプロセス」「公・民・学が連携する取り組み」、跡地整備と整備後の運営にかかわる「デザインとマネジメント」の仕組みづくりが重要。先進事例調査といたしましては、魅力的な維持管理、継続性のある施設運営、ニーズを的確に捉えた運営が必要、計画を実施していく事業主体の必要性を感じる、小回りのきく臨機応変な施設運営が必要、公共で全てのイニシアチブをとるのは困難、民間活力の引き出しが重要などの意見をいただきました。これらを踏まえ、まちづくりの取り組み案といたしましては、運営を含めたマネジメントの仕組みづくり、公・民・学の連携による仕組みづくり、人づくり・活動づくりの仕組みの検討などがあるのではないかと考えております。長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。会議に先立って行いました現地調査の内容も踏まえていただき、まちづくりの取り組みの案について、ご議論のほどよろしく願いいたします。

#### 【質疑及び意見交換】

(委員長) どうも、資料の説明ありがとうございました。それでは、議事次第の2番目の質疑及び意見交換に移りたいと思います。今、資料の説明をひととおりしていただきましたけれども、まず資料の内容について何か質問等があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは何か訂正等のご意見があれば受けたいと思いますが、よろしいですか。

(委員) 地震とかの件でもいいのですか。

(委員長) はい。後でまた意見交換の時間をとりますけれども、資料について何かご質問あれば。

(委員) 後でいいです。

(委員長) よろしいですか。

(委員長) それでは、資料についてはご質問等ないようでしたので、意見交換に入りたいと思います。ご出席の方々からご意見をいただく前に、本日欠席されている委員の方から事務局が事前にご意見をお聞きしているということですので、まずそちらのほうをご説明いただいて、それから出席している委員の方々のご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(事務局) 本日、片野委員、松田委員、小谷委員が欠席されておりますが、事前にご意見をいただいておりますので、この場でご紹介させていただきます。読み上げます。三菱の1号館の復元など、大丸有地区での先進事例調査からも、旧大名小の校舎は歴史を継承するものとして、物的な面に加え、心のよりどころとしても福岡のシンボルになるので、まずは残すべきと感じたということです。それと、約

1.2ヘクタールという旧大名小学校跡地は、都心部では貴重な空間である。跡地活用は跡地のみで考えるのではなく、周辺のまちづくりや機能更新との連携も考慮すべきであるということでございます。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。欠席されている委員からのご意見を今ご披露いただきましたので、後ほどまた関係するご意見をいただいたところで触れていきたいと思っております。それでは、各委員からご発言いただきたいと思います。事務局より資料で前回の整理をしていただきました。1月29日で約3カ月ほど前ですが、あのときはかなり予定の時間をオーバーいたしまして、皆様から大変熱心にご意見をいただきました。もう既に、この表に入り切らないぐらいの意見をいただいたと思っております。それを今回このような形で整理していただきました。

また、約1カ月前になりますけれども、3月23日の日に東京に赴いていただいて、先進事例調査をしていただきました。私は都合が悪くて、大変申しわけありませんが同行できなかったのですが、大変熱心に皆さん事例を調査していただいて、そのときご意見などもいただいたということで、ここに整理をしていただいております。それでは、こういったことを踏まえまして、もう少し時間をとって、本日皆様からご意見、あるいはまた整理するようなご発言などをいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。ただ、今日は視察も含めておりますので、全体で5時半終了を予定しております。皆様から活発にご意見をいただきたいと思います。どうかご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。それでは、どこからでもよろしいですのでご意見をいただきたいと思います。

(委員) 防災性の件につきましてですが、たしか10年ぐらい前だったと思っております、西方沖地震のときに、旧大名小学校の校庭、運動場に私たちは避難しまして、グランドホテルほか、いろいろな方が五、六十名避難をされています。皆さんご存じと思いますが、天神西通りと大名、大正通りの間が警固断層ということになっておりまして、私のマンションはその中にあります。当日、家におりましたら非常な揺れで、中の家具が全て倒れまして、また、うちだけじゃなくて、ほかの家族から電話がかかって、命が危ないということで、旧大名小学校のグラウンドに避難させていただいたわけでございます。そういうことで、先ほど申し上げましたように、グランドホテルのお客さんその他、いろいろな方が避難されております。これがなければどこに避難していいかわからないということでもございまして、これも皆さん方、テレビなどでご存じと思いますが、いつ警固断層の地震が起こるかわかりません。そういうことも含めまして、運動場はぜひ避難場所としてお残し願ひしたいと思っております。以上です。

(委員長) どうもありがとうございます。前回もこれに関連したご意見を幾つもいただいておりますけれども、改めてご自身の体験に照らし合わせて、突発的な災害に対してのグラウンドの防災機能、避難場所としての機能の重要性を強調していた

できました。ホテルのお客さんも避難してこられたということですね。

(委員) 「あそこに避難場所があったので、助かりました」と皆さん喜んでありました。

(委員長) そうですか。資料2-1の防災性のところにその辺も強調しておりますので、改めてまたここに加える意見をいただいたということで、整理させていただければと思います。ほかにいかがでしょう。

(委員) 私ども大名地区では、代表として、舞鶴小学校PTA会長及び地域安全委員の方々が跡地問題について議論されております。私どもは70才代で、後がほとんどないけれども、舞鶴小学校PTAの皆さんは40才代ということで、更にしっかり跡地のことに関心を持たれておられまして、私のほうに「ぜひこれを皆さんに言ってくれ」ということで要望書を持ってこられましたので、読ませていただきます。協定書のうち、3,000平方メートルの広場と200平方メートルの避難場所を確保するとの協定が結ばれているが、3,000平方メートルでは狭いのではないかと。もっと広く確保してほしい。それから、防災拠点としての役割が果たせる施設であってほしい。風営法の網のかかるような施設にしてほしい。消防分団の車庫が緊急時に速やかに出動できるような配置に、北側を向いた施設にしてほしい。また、北と南が回遊できても、誰もが利用できる施設だと建物の陰になり、以前の警固公園のような状態になりかねないのではないかと。しっかりと管理ができて、不特定多数の人が利用できるような施設にはしてほしいという地域の要望です。もう一つ、福岡では待機児童が一時期解消したようでしたが、先日の報道では、今年度はまた増えていると伝えられております。舞鶴小学校でも年々、低学年の児童が増え、今後ますます増えることが予想されます。実際に調査すると増えております。福岡市民が年々増加していることもあり、待機児童は今後も増加することが考えられます。

以上のことを考えると、保育園と老人介護施設、児童等が安心して、現在行われている校庭開放のような、管理されている、遊ぶことのできる広場、地域で活用できる十分な広さの災害時の避難施設、公民館や消防分団車庫を併設した施設が望まれるということで、先生がまとめられました2番と3番、居住性、防災性を十分尊重してほしいという地域の意見です。

(委員長) どうもありがとうございました。ただいま舞鶴小学校のPTAの方々、特に若い世代の方々を中心となったご意見を整理してご説明をいただきました。これも資料2-1のところ、居住性と防災性として前回整理をさせていただきましたが、特に防災性のところで、避難の機能を担うオープンスペースの広さについてのご意見、ご要望がございました。それから、風営法上の規制について、現在、小学校の機能がありますので、それがなくなったときに、これまでの規制がなくなってしまうと、地域にも影響を及ぼすのではないかとということで、それに対する懸念についてご発言いただきました。この点もたしか前回同様のご発言があった

と思います。あとは消防車庫の配置ですか。

(委員) 消防分団があそこにありますので。

(委員長) そういうことですか。消防活動がしやすいようなアプローチをきちんととってほしいというようなことでしょうか。それから、きちんと管理できるようなオープンスペースをつくっていただきたいということですね。あとは保育園でしょうか。待機児童が増えているので、そうした現在地域の方々が抱える課題に対応していただきたいということで、保育園の機能、更にこれから高齢化率の上昇が予想されますので、老人の介護に対するサービス機能を是非含めていただきたいというご意見でございました。今の意見は、2番目の居住性と防災性のところに含めていただくということで、よろしいでしょうか。

(委員長) ありがとうございます。それでは、この中でまた再整理をさせていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。この資料で、またさらにつけ加える、あるいは補強すべきご意見等ございましたら、ぜひ今日挙げていただきたいと思います。

(委員) 今、要望書を読み上げたように、地域の一番の要望というのは、災害時の避難箇所、それから風営法により守られてきた環境を守っていただければほとんど解決するのではないかという感じですが、一つお聞きします、交番も含めたところで考えていただけるのか。北側にあります。それと消防、あとは公民館ということになります。広場の関係については、今日、屋上に上がって見ましたら、要するに校舎の建築面積の3倍ということで、ああ、結構広いなと思いました。先進事例の三菱1号館を見ましたら、確かに文化財的に考えればすばらしいのですが、植樹など作り込みすぎて、大名の広場としては参考にはならなかったかと、避難場所がなくなってしまうのではないかなと思います。やはり大名の場合は、幼児など、いろいろな子供たちが遊べるような平場が欲しいということです。その点を考えていただいて、今から検討をしていただきたいということです。よろしく願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。今、主に2点あったかと思うのですが、一つは明治通り側、北側にあります交番の機能が今後どのようになっていくのだろうかということ、もし事務局、市役所でご検討されていることがあれば教えていただきたいということだったかと思います。如何でしょうか。

(事務局) 事務局でございます。交番の機能でございますけれども、これは県警さんでございまして、県警さんとしてのご意向というのは、ここの機能というのは当然必要なのですが、跡地活用にともない、位置を変更する可能性はあるということでございますが、そういったものも含めて、今後しっかり検討していきたいと考えております。

(委員長) 県警のご判断によるところが大きいということですが、これからの協



議になるのかと思います。北側を向いてはいるのですが、交番があることによって地域の防犯上の安心感があると思います。今日も子どもたちが学校から帰宅する際に明治通り側の校門を使っていましたが、交番があることによって地域の人に安心感がもたらされるということですので、その辺はまた、これからの調整事項として頂くことでよろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) また、再度強調していただきましたけれども、防災と風営法に対してしっかりと対応していただきたいということの確認がございました。それから、避難場所としての機能ですね。これは福岡市あるいは中央区で定めている避難計画なり防災計画があると思いますが、今のところ、ここが避難場所に位置づけられているのでしょうか。おそらく、広さの議論もありますが、どういうルートで避難するのか、広さがあっても避難ルートがきちんと確保されていないと、避難場所としての機能を十分果たせないと思いますので、まず、しっかり避難場所として機能するよう、広さだけではなくて、ルート等も含めた確認をきちんとしながら、今後計画を立てていただきたいというご意見と思います。よろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) ありがとうございます。ほかに何かご意見等ございますか。

(委員) 私は常日ごろからあの辺のお店を利用するので感じているのですが、今日も歩いて思いましたのが、安全・安心に暮らせる、特に歩けるというのが私は結構重要だなと思っています。この2-1の資料にも、2の居住性というところに、歩道上に並ぶ放置駐輪問題というのがあるのですが、私は自動車の問題も非常に大きいなと個人的には思っています。あそこの道は狭くて、ゆっくりと安心して歩けない。結構、後ろからも車がどんどん来て、車の運転も、安全というより、ちょっと荒っぽい運転が多いなと思うときが時々あります。私は第1回目の会議で、ロンドンと天神のまちづくり、福岡のまちづくりという形でレポートを紹介させていただいたのですが、特に大名地区はブランドがある地域だと思いますので、天神や博多駅がこれから変わって行って、どうやって回遊性を持たせるかといったときに、安心して歩いてウインドーショッピングですとか、小学校とか、「ああ、こんなのがあるんだ」というのをゆっくり見られる時間的な余裕とか、精神的な余裕が非常に重要ではないかと思っています。特に自動車の問題は、何かしら規制をかけるとか、風営法の問題も出ましたけれども、あそこの地区全体に何かしらの都市計画とかで規制がかけられるといいなと思っています。今日は自動車というところを特に一つ挙げさせていただきたいと思います。

(委員長) 交通規制などの取り組みがどうなっているのかというご質問ということでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(委員長) この校区の、特に大名地区の中ですね。何かございますか。

(委員) この天神西通りは、皆様方もご存じと思いますが、10年～15年前は中高年の通りだったのですが、ここ5～6年前から若者、特に女性の通りになりました。それと同時に土、日、祭日には長崎、大分、熊本等の県外ナンバーの車が来ますので、今言われましたその車の問題、そういうのもあるわけです。それで、警察の方とも話をしているのですが、要するにグランドホテルから南側に入る、あるいは両側から入るとか、そういうこともあるわけですね。西通りに赤坂方面、中洲方面両方より入れるのを中洲方面からの左折のみにできないかななどの話も致しましたが、諸事情でそれはできないということです。特に土、日、祭日にはさっき申し上げましたように、長崎、大分、熊本県などから若い人が来て、これはこの前も何かの会合で申し上げましたが、銀ブラじゃないですけど「天神ブラ」「大名ブラ」「紺屋町ブラ」等々で1泊、2泊して散策しています。歩道自体も、十数年前には2メートル、左右1メートルずつ車道を狭くして歩道を広くしてもらったのですが、既にそれも狭いぐらいになって、逆に車道も狭くなった。そういうこともあって、西通りはものすごく混雑しています。特に土、日、祭日にはグランドホテル側から国体道路まで車両が渋滞する。この件につきましては警察の方ともいろいろ話をさせてもらっていますが、なかなか解決は難しいです。それと西通りの脇から出てくる道が四つぐらいあります。そういうことで話し合いを致しておりますが、なかなか難しいのが現状です。以上です。

(委員長) 地元からもいろいろなご要望があり、これまでも警察協議等を進めてきましたけれども、今日に至っているということかと思えます。なかなか交通規制というのは、地域の道路の構造上の問題もありますので難しいのかと思えますけれども、おそらく委員からご指摘いただいたことは皆さん感じていて、共有している部分かと思えます。今回の跡地利用でそれがどれぐらい加速されるか、あるいは発展するのかというのは、まだ今のところ何とも言えないということでしょうか。どういう条件を今回の跡地利用計画に付加できるのかというのは、今ここではまだわからないですね。交通について、何か事務局からございますか。

(事務局) 事務局でございますが、ちなみに私ども福岡市として、どういった都心部の交通を考えているかというところですが、資料の2-5のところを見ていただけますか。右側の天神ビッグバンのところの下のほう、ここの中に書いているのですが、過度に自動車に依存しない、人を中心とした「歩いて出かけたくなるまち」に生まれ変わるように、福岡市としてはいろいろな交通施策について考えているところでございます。

(委員長) ありがとうございます。とりあえず現状の取り組みについてご説明いただきましたけれども、何かございますか。

(委員) 今まで防災性とか居住性でしっかりご意見をいただいて、そのとおりだと思

います。ただ、私は歴史性で一つお伺いしたいのですが、今、大名小学校は文化的な価値も高いという評価を受けております。全部が全部残すということは不可能かもしれませんが、玄関あたりは何とか残していければと思います。ただ問題は、そのときに、その中に何の用途が入れられるのかというのが大きな問題になるのではなからうかと思えます。先ほどから話に出ていますように、風営法の網がかかる用途を建物の一部に入れるとした場合、建物の他の部分などに何か規制がかかって、それはだめだ、あれはだめだというような話があるやとも聞いておりますが、その辺がいかかなものかということを知りたいと思えますので、よろしく願いいたします。例えば美術館を入れるとしても、その美術館が果たして入れるのかどうかということですね。風営法の中でそれはだめですよとかいう規制があるのかどうかという問題も絡んでくるのではなからうか、何でもかんでも入れていいというものではないだろうなと思えますが、教育委員会はどうお考えなのか聞きたい。

(委員長) 逆に今、風営法上の規制が残った状態になっているので、これを継続するような用途で使う場合、それが校舎等の跡地利用に対してかなり強い縛りとなってくるのかどうかというご質問ですね。我々は風営法の縛りが、今現在は小学校の周辺に対しての規制になっているという認識ですが、逆に校舎の中の利用に対して強い規制になっていくのかどうかということですね。特に、美術館とか、あるいは歴史を継承するための博物館的な機能というのも、おそらく考えられる一つの選択肢かもしれませんが、そういった機能が敷地内の施設に入ることができるのかどうかという質問ですが、如何でしょうか。

(事務局) 教育委員会です。

(委員長) どうぞお願いします。

(事務局) 今、福岡市の教育施設ということで、風俗営業法の規制がかかっていますので、周辺200メートルは保護対象区域になっています。今後、跡地活用の検討の中で校舎をどういうふうに有効活用していくのか、どの程度残すのかという議論になってくると思いますが、今は教育施設ということで保護対象施設になっていますので、それは保護の対象になるけれども、その校舎を残したときに、その中が、そうじゃない用途の場合は、おそらく風営法の規制は外れると思います。風営法の規制がかかるものとして代表的なのは、例えば学校でありますとか保育園でありますとか、それから入院施設がある病院でありますとか、施設利用者を保護すべき施設については公安委員会の保護の対象になるということです。今後、校舎の活用方法について、一番いいのは、教育的な内容で使っていけば保護対象施設になりますが、そこは今後の議論じゃないかなと思います。先ほど申し上げた以外の使い方をすると風俗営業の規制を外れるというふうに考えます。

(委員長) 例えば、校舎の一部にそういった教育機能を残す、あるいは学習機能を残す。

そうすると残りの部分というのは、やはり風営法の適用を受けるわけですか。

(事務局) 校舎の一部分に教育機能を入れた場合、最終的には公安委員会との話になるのですが、「教育施設と言えるかどうか」という問い合わせをよく受けます。「教育機能を入れただけで学校と言えるかどうか」というやりとりになると思いますので、どちらかというと教育的な色がかなり残っているほうが、保護対象施設になりやすいと思っています。

(委員長) これは宿題とすることによろしいでしょうか。あるいは、他にどなたか補足をお願いできればと思いますが。

(委員) 単独の施設として利用する場合で補足しますと、風営法というのは、例えば学校とか病院とか保護すべき施設の周りの環境が悪化しないようにという規制になっています。校舎が学校として利用されていることによって周辺に規制がかかっているという形になります。

(委員長) また次回にでも委員の質問に対する部分について風営法を整理して確認していただければと思います。どうもご指摘ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(委員) 居住性とそれから防災性は、ここに長く住んでいらっしゃる方々のおっしゃるとおりですし、そのとおりで全くいいと思うのですが、今お話があまり出てこなかった、この7つの部分について、ちょっと私の考えというか、感想ですけれども、お話しさせてください。

まず、今、歴史性というお話が出ましたが、歴史性というのは建物を残すということもそうですし、全部は残せないとしても、何か土地の記憶というのがそこにあったほうがいい。さっき小学校を見て回ったときに、皆様が「この階段の手すりを滑っておいたよね」とか、「このところで何をしたよね」というお話をされていたのを聞いて、あらゆるディテールに、あらゆる細部に、思い出というか、そういったものが宿っているような気がします。ただ歴史を時系列に残すような博物館というわけではなくて、その一つ一つの細部に人々が生きた歴史が残るような仕掛けがあったらいいのではないかなと思いました。これがまず歴史性です。

それから、4番の創造性のところですがけれども、やはり大名というまちの創造性は、外から来た者にとっては非常に魅力的だと思います。ですから、そこにどんな機能を持たせるのかを考えたときに、創造性を促すような大道具、小道具ということを考えていくといいのではないかなと思います。創造性というのは、子供や若者の教育といったこととも深くかかわっていきますので、広い意味での創造的な教育というような意味合いを持った機能を持たせるというのは、一つの方法ではないかなと感じました。これは4番の創造性の部分ですね。

それからもう一つ、6番の一体感、一体性ですがけれども、どういうふうに一体

感とか一体性というのを理解するかということになると思います。まちのおもしろさというのは変化といいますか、全部が均質に一体化すると、そのまちというのはあまりおもしろくないような気がします。大名は大名の非常に魅力的な顔がございますし、明治通りは明治通りの非常に颯爽としたビジネスの世界がある。そういう変化に富んだまちというのが、やはり外から来た者にとっては魅力でありますし、そういった街区の特徴を生かしつつ考えていくことが、まちの魅力、人を引きつける魅力として必要ではないかと感じました。

(委員長) どうもありがとうございました。

今、歴史性の捉え方、生きた記憶という言葉をいただきましたけれども、単に文化財として保存するだけではなく、きちんと皆さんが意味を感じながら記憶にとどめられるようなものをそこに残すべきだというお話をいただきました。

それから創造性のところには、もっと教育という役割も含めた考え方を取り込んでもよろしいのではないかというご意見をいただきましたので、そうしたキーワードで再整理できればと思っております。創造性のところは多分、委員の直接のご専門にかかわる部分ではないかと思っておりますけれども、若い人たちがここでいろいろなことを学べるような場になってほしいということですかね。

(委員) そうですね。ただ勉強するというのではなくて、創造的に未来をつくれるような教育の方法があり得るのではないか。それは学校というものではないかもしれないのですが。

(委員長) わかりました。ありがとうございます。

(委員) 先ほど地域のPTAのご要望で、聞き間違いだったらすみません、管理された場にしてほしいというご意見がありましたが、不特定が利用する場所でないほうがいいという話だったのですか。

(委員) はい。

(委員) それは、本当は不特定の方が利用できたほうがいいのでしっかり管理すべきだということなのか、しっかり管理できないなら不特定の方が利用できないほうがいいということなのか。

(委員) 管理ができない場合、不特定多数の利用はお断りしたいという意味合いです。

(委員) そういう意味ですね。管理ができない場合の話ですね。しっかり管理して不特定の方がオープンな形で使うことを否定されているのではなくて、しっかり管理されていればいいと。

(委員) そうですね。以前の警固公園みたいにはなってほしくないので、管理ができれば問題はないと。

(委員) そういうことですね。わかりました。

(委員長) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員長) We Love天神協議会も、警固公園の管理についてはご苦労されてきて、いろいろノウハウをお持ちだと思いますので、ぜひまたいろいろ教えていただき、協力していただければと思います。ありがとうございました。今の管理できるオープンスペース、いわゆる公園になりますと都市公園法という法律上の基準を満たしたオープンスペースをつくっていかないといけないので、原則は24時間オープンということになり、市役所なり区役所なりが管理をするということになります。もし民間が管理するオープンスペースということであれば、公開空地というものがあまして、これは都市計画法なり建築基準法上の民間敷地の中に、民間の地主と所有者が管理をするオープンスペースということで、都市公園法上の縛りはなくなってくると思います。果たしてどういう公共空間にするのか、あるいは民地の中にあるオープンスペースという位置づけにするのかというのは、手法上、技術上の条件にも関係する問題だと思いますので、ここで特定した議論はできないかもしれません。これから先の議論の中で、皆様からの要望を踏まえ、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。ほかに何かご意見等ございますか。よろしいですか。

(副委員長) 今までお聞きしてまして、ここは小学校だったということもあって、今日行ってみますと雙葉小学校が使っていて、大変いい空間があったのだなということに改めて感じました。そういう小学校だったという歴史を踏まえますと、人を育ててきたということで、卒業生もたくさん出されていますし、これからもそういった場所であってほしいという願いが、多分皆さんおありだろうと思います。そういった、多くの世代にわたって人を育てていく、今日みたいな小学生だけじゃなくて、高齢者がこれから増えてまいりますので、私もそのうち仲間入りしますが、そういったいろいろな世代を育てる場所になっていくことが一つ。今日議論する内容としては、土地利用、ゾーニング、空間づくりまでということでしたので、その辺のことを考えますと、一つの大きな柱としてあるのかなと感じました。それから、それがひいてはまちづくりといえますか、都市の成長につながる大事な場所ですので、そういった場所になっていくことがもう一つ先にあるのかなと思っております。避難場所としても、それから路地性を維持する上でも、回遊性、あるいは周辺との一体性を維持していく上でも非常に大事な場所で、残し方もこれから議論が必要ですし、それを踏まえて変化する、魅力ある、そういったものにしていくためのやり方をこれから議論していただければというようなことを考えた次第です。以上です。

(委員長) どうもありがとうございました。今、皆様からのご意見を整理していただきました。ありがとうございます。いかがでしょう。ほかにもし、また追加でご意見等あればお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。皆様より考えていらっしゃる意見を出し尽くしていただいたのかと思います。前回かなり時

間をオーバーして、この表の中にあるように非常に多岐にわたる意見をいただきました。今日はさらに、歴史性に始まり、1番目から7番目までの跡地が備えるべき性能の枠の中で、さらに強調すべき点を今日確認していただいたということかと思えます。もしご意見なければ、私のほうで本日いただいた意見を整理する形で今日は終わりたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(委員長) 特に強調していただいたのは、2番目の居住性と3番目の防災性に関する観点で、これは地域の方々にとって大変大きな問題かと思えます。それを改めて今日は強調していただきました。これは既に、統廃合をするに当たっての取り決めの中でも、地元の方と市行政とでやりとりをしたというお話を伺っております。それを確認し、補足するご意見をいただきました。

課題は防災、特に避難場所としての機能をきちんと担保していただきたいということで、広さの問題と、それから、そこに避難してくるルートの確保について細かく検討していただかないといけないと思えます。特に小学校の南側の地区との境目に現在の校舎が建っていますので、これを保存するとなると、校舎の明治通り側のオープンスペースにどうやって避難していくのかというルートの確保が必要になってきます。これを小学校の保存とどう共存させるのかという計画技術上の課題が出てくるのかと思えます。そこがやや懸念事項と考えましたので、そこが今年度のこの構想づくりの中にどのように加味されるかはわかりませんが、一応指摘をしておきたいと思えます。

それから、風営法上の規制をできるだけ維持していただきたいということで、そのためには、小学校としての機能を一部でもこの中に残すということが重要な点となります。それが、この拠点が備えるべき性能の中のどこに入っていくのかを確認できなかったのですが、改めてまた確認をしていただけますか。あるいは、この中にきちんと入れ込んでおいていただくということでもよろしいですか。どこか入っていましたか。

(事務局) 居住性のところに入れていたつもりでございますけれども。

(委員長) そうですね。わかりました。では、改めてここを確認していただいたということです。

それから、長い年月、小学校が地域のシンボルとして存在していて、人を育てる、人材を育てるという役割を担ってきました。特にこれからも、教育とか、あるいは若い人たちを育成する、将来の福岡の地域を担う、あるいは広い世界で活躍するような創造力豊かな人たちを育てる役割を引き続きここで担っていくことを4番目の創造性の中に含めたらどうかというご意見もいただきました。その辺をまた補強していただければと思います。

それから、「変化に富んだまち」という新しいフレーズも今日出していただきました。一体感や一体性という言葉も6番目のところで強調しておりますけれど

も、これは決して画一的なまちをつくっていくという意味ではなくて、大名地区の変化に富んだよさと、それから明治通りのビジネス街との境目にありますので、その2つの違いみたいなものを踏まえながら、変化に富んだまちが体现できるような拠点にしていくべきではないかという点を、改めての確認、追加の意見としていただきましたので、その点も文言で補強していただければと思います。

それと、6番目に関してですが、今日はあまりご意見が出なかったのですが、改めて今日皆さんと委員会前に周辺の地域を歩いてみて、やはり歩行者にしても自動車交通にしてもかなり密度が高い地域ですし、一步裏に入ると非常に静かなたたずまいがあるようなまちであることを再認識いたしました。そういった地域の現在と将来の課題を踏まえながら、今回の跡地利用をスムーズに進めていく必要があるのかと私は思っております。一つは10年後、20年後あるいは30年後、この地域の長期的な将来像を踏まえた検討です。一旦跡地が再利用されると、おそらくそれが何十年の間、維持されることになると思いますので、周辺地域も踏まえて、この地域の10年後、20年後の姿を共有しながら跡地利用のあり方を考えていただく必要があると思いました。現在抱えている課題だけで考えていたのでは後に禍根を残すような気もいたします。長期的なこの地域の将来想定される課題にどう対応していくのかということ、いま一度研究し、検討していただければと思います。特に商売を営んでいる方々も、この地域が今後どれだけにぎわいを維持していけるのだろうかという課題に関心が高いかと思ひますし、居住者の方々からしてみると、静かなたたずまいとして居住環境を維持していきたいということがあると思ひます。その二面性を持ったまちだと思ひますが、それが長期的にどのように変化していくのだろうかという点もある程度皆さんで共有しながら、跡地利用を構想していければと思ひますので、前提条件に長期的な観点というのをきちんと入れていただく必要があると思ひます。

その一方で、跡地利用については、スムーズに転換していく必要性を非常に強く感じます。空き地・空き家の状態が長く続くことは、地域の人々にとって決していいことにはならない気が私にはしております。いろいろな犯罪の温床になるとか、鍵をかけて毎日行政の方が見回りに来るのかと思ひますが、やはりアクティビティーが存在しない場所が長年続くというのは、地域の方にとっては非常に大きなマイナスになると思ひます。もちろん地域の方々の合意を得ながら、了解を得ながら慎重に進めていかなければいけないのですが、跡地をうまく転換していくプロセスのマネジメントをきちんとしていただきたいと思います。そのためには地域の方々のご了解を得ていくプロセスが非常に大切だと思ひますので、引き続き行政と地域の方々と意見交換をしながら進めていただければと思ひます。よろしいでしょうか。そうした短期的な課題としての土地利用転換に向けたプロセスについては、慎重かつ、長い期間、空き地とか空き家が続かないよう



に工夫していただきたいと思います。その上で、長期的な展望に立った跡地利用構想を考えていただきたいということです。

3点目としましては、周辺のまちづくりの観点から跡地利用を考えていくという視点の重要性です。今日はあまり関連したご指摘はございませんでしたけれども、私からその点について最後に触れておきたいと思います。

今回は大分たっぷり時間をとって意見交換をさせていただきました。今日もそれぞれの方々のお立場からご意見をいただきました。前回いただいたご意見を強調するようなご意見が多く、これまででご意見が出尽くした感じもします。引き続き地域の方々のご意見を聞きながら進めていただけたと思いますが、この委員会としては、これまでの2回でいただいたご意見を踏まえて、跡地利用に向けた構想のたたき台を一回まとめ、跡地利用の構想を事務局につくっていただいた上で議論してみたらどうかと思います。よろしいでしょうか。

(委員長) 次回をいつにするのかは事務局に検討していただきたいと思いますが、意見は出尽くした感がありますので、今回はこれを整理し、踏まえた上で、跡地の構想を検討することにしたいと思います。あくまでも案であり、それで進めるということでは決してありませんが、構想案を整理し、まとめていただいて、それをもとにまた皆さんと意見交換できればと思っておりますので、よろしく願います。よろしいでしょうか。

(委員長) それでは、私のほうからは以上です。あとは事務局からよろしく願いいたします。

(事務局) 本日はさまざまな観点から貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今の委員長のご意見を踏まえまして、構想案を作成いたしまして、第3回の検討委員会でご提案をさせていただきたいと考えております。

なお、次回の検討委員会の日時や会場等につきましては、後日また事務局のほうからご案内したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局のほうからは以上でございます。

(委員長) それでは、本日も限られた時間でいろいろ活発なご意見をありがとうございました。以上をもちまして第2回の旧大名小学校跡地まちづくり構想検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。